

平成26年度 船橋市防災会議会議録

日時：平成26年6月27日（金） 午後1時30分～午後2時10分

場所：船橋市役所9階 第一会議室

開会（危機管理課 課長補佐）

本日は、お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、「平成26年度船橋市防災会議」を開催いたします。

本日の会議は、定数45人中41人の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「船橋市防災会議運営要領第2条第2項」の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、船橋市防災会議の会長であります、松戸徹船橋市長より、ご挨拶を申し上げます。

会長挨拶（市長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

日頃から、皆様方には防災行政はもとより、市政の様々な場面で、ご支援ご協力を賜り、改めて厚く御礼申し上げる次第でございます。

先の東日本大震災から3年が経過し、社会的には震災の記憶が風化し始めているのではないかと指摘もありますが、現地では、まだまだ避難生活を強いられている方が大勢いらっしゃいますし、また、復興も中々順調に進まない等の様々な課題が多く残されております。

本市においても、東北の被災地の皆様が一日も早くまた元の生活が出来るよう願っているところでございます。船橋市におきましては先の震災の際は液状化現象、帰宅困難者、原子力発電所事故に伴う放射能の対応など、色々ありました。本市におきましても当時の記憶をしっかりと活かす中で、これからも取り組んでいくということで、昨年1月に地域防災計画を大幅に見直しをいたしました。そういった中で、昨今は、地震を含めて、自然災害が非常に多くなっています。昨年の台風26号の際には、本市でも床上浸水が92件、床下浸水が143件を数えるという、従来にない大きな被害が出た訳でございます。

また、2月8日には、大雪が降り、船橋市でも本当に大きな影響が出ました。当日は、帰宅困難者が発生し、市民文化ホールや西部公民館の方に、215名の帰宅困難者を受け入れ、急遽職員が対応いたしました。

このような状況の中、2月12日には、船橋駅を中心として、ボランティア団体の皆さん、学生、関係機関等から360名の方に参加頂き、市・警察・鉄道事業者・集客施設等の方々が一緒になって、帰宅困難者の大規模訓練を行いました。雪の後で帰宅困難者が出た直後ということもあり、計画していた以上の内容で、大きな成果が得

られたと思っております。

私どもといたしましては、市民の安全、安心を確保するという事は、行政にとりまして、一番大切な部分ですので、今後も、色々な形で皆様方のご意見を伺いながら、船橋が災害に強い街になれるように努力をして参りたいと思っております。

本日は、今年の「船橋市総合防災訓練実施要綱」について、諮問いたしますとともに、地域防災計画の一部修正について、今年度予定しております内容をご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

皆様方には改めて、今後も船橋市の防災行政の為にお力添えをお願い申し上げます、挨拶と代えさせていただきます。

本日は誠に有難うございます。

事務局（危機管理課 課長補佐）

ありがとうございました。

ここで、今年度新たに防災会議の構成機関に社会福祉法人船橋市社会福祉協議会が加わり、協議会の会長であります、田久保 尚俊様に防災会議委員をお願いすることになりました。市長から委嘱状を交付いたします。

田久保様よろしくお願いたします。

（委嘱状交付）

続きまして異動等がありました委員の皆様をご紹介いたします。

お名前をお呼びいたしますので、大変恐縮ではございますが、自席でのご起立をお願いいたします。

関東農政局千葉地域センター長 森山 修実様、

本日は代理の総括農政業務管理官の 小柴 雅夫様です。

陸上自衛隊第一空挺団第一普通科大隊長 山下 正浩様、

本日は代理の運用訓練幹部の 平野 将二郎様です。

千葉県葛南地域振興事務所長 大塚 浩雄様、

千葉県葛南土木事務所長 根本 嘉生様、

千葉県葛南港湾事務所長 西川 正治様、

千葉県水道局船橋水道事務所長 宇内 光太郎様、

千葉県船橋東警察署長 磯野 敏章様、

本日は代理の警備課長の 岩水 一清様です。

東日本旅客鉄道株式会社船橋駅長 小野 喜実様、

東武鉄道株式会社船橋駅長 石川 進様、

新京成電鉄株式会社北習志野駅長 中村 建一様、

株式会社 NTT 東日本一千葉 京葉営業支店長 古舘 裕様

本日は欠席でございます。

船橋市議会 総務委員長 渡辺 賢次様です。

船橋市議会 建設委員長 石崎 幸雄様です。

一般社団法人船橋市医師会長 玉元 弘次様です。
船橋市副市長 山崎 健二です。
船橋市建設局長 舟久保 敏です。
船橋市総務部長 平戸 雄二です。
船橋市教育委員会 教育長 松本 文化です。

以上で、紹介を終わります。

事務局（危機管理課課長補佐）

会議の前にお手元の資料の御確認をお願いいたします。

はじめに、「防災会議次第」でございます。

次に、本日の諮問事項であります、議案第1号「平成26年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」でございます。

次に、資料1といたしまして、報告事項（1）の「船橋市地域防災計画の一部修正（予定）について」

次に、資料2としまして、報告事項（2）の「船橋市の主な事業内容について」

次に、防災会議委員名簿

次に、防災会議条例

次に、席次表

次に、津波ハザードマップ

次に、船橋市危機管理指針

最後に、「船橋市いっせい行動訓練」のチラシでございます。

以上ですが、資料に欠落等はございませんでしょうか。

それでは、ただ今より船橋市防災会議を始めさせていただきます。

なお、ご発言の際には、挙手の上お手元のマイクのボタンを押していただき、発言頂きますようお願いいたします。

船橋市防災会議運営要領第2条により、会長が議長になることが定められておりますので、会長に議事の進行をお願い致します。それでは市長よろしく申し上げます。

議長（市長）

これより議事に入ります。

本日の議題は、諮問事項1件、報告事項2件でございます。

はじめに、諮問事項の議案第1号「平成26年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」

事務局より説明願います。

事務局（危機管理課長）

危機管理課長の沢でございます。今年度もよろしくお願いいたします。着席して説明させていただきます。

お手元の、議案第1号「平成26年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」をご覧ください。

こちらは、市が実施する総合防災訓練として、災害対策基本法第8条第2項第18号（防災上必要な教育及び訓練に関する事項）の規定及び船橋市地域防災計画におきまして、船橋市総合防災訓練実施要綱を定めて実施するとしておりますことから、本日もご審議をお願いするものでございます。

まず、1（目的）、本年度の総合防災訓練の目的としまして、災害対策基本法及び船橋市地域防災計画に基づき、本市に影響を及ぼす大地震が発生した場合や、大規模地震対策特別措置法による（東海地震）の警戒宣言発令を想定し、市民、市及び防災関係機関が一体となって、迅速かつ的確な災害応急対策や相互の連絡協調体制の確立を図ると共に市民一人ひとりの防災意識を高め、災害に強い安全なまちづくりを確立することを目的に訓練を実施するものでございます。

次に、2（実施方針）、今年度の実施方針といたしましては、東日本大震災を初め過去の大震災を踏まえ、市民、市及び防災関係機関が連携し、大地震に対しての危機管理意識をいかに養っていくかということに重点を置き実施いたします。

特に、船橋市地域防災計画に定められている発災対応型訓練は、自助及び共助の力を災害初動時の対応として、大きな柱としていくため、その時いる場所で「わが身を守る行動」を身につけることを目的とした「船橋市いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）」を本市といたしましては、初めての訓練として実施します。

また、今年度は、災害時要援護者（要配慮者）に対して地域が協力して支援を行う「災害時要援護者安否確認訓練」を行うと共に、大規模災害時に公的支援が機能するまでの間、どうしても時間が必要になることから、行政のみの対応には限界があり、住民の方々の「自助」と地域の「共助」の力が災害発生時の初期段階ではどうしても必要になることから、昨年度に引き続きまして、市立小学校等を会場に、各町会・自治会の代表者の方を中心に、避難所運営ゲームを用いて実践形式の「避難所運営訓練」を実施いたします。

なお、今年度も、防災訓練の会場となる多くの学校等において、施設の耐震補強工事が予定されております関係で、この様な訓練の内容となっておりますが、耐震補強工事等につきましては、来年度も同規模で実施される見込みとなっております。このため、これらの工事が終了した後の再来年の訓練の内容につきましては、今後別途検討して参りたいと思います。

また、各関係機関との情報収集伝達を主体といたしました「帰宅困難者対策訓練」を実施すると共に、市におきましては、災害対策本部を設置し、各部局の所管任務である情報収集から災害対策本部長の意思決定に至るまでの運用訓練と災害時の情報収集を含めた無線通信訓練を実施いたします。

さらに、応急体制の確立を図るため、船橋市医師会、歯科医師会他、関係医療団体のご協力をいただき災害医療対策本部の設置運用訓練を始めとした各種訓練も併せて実施いたします。

また、9月8日に日を変えて実施いたします、予知対応型訓練につきましては、各関係機関のご協力のもと災害時の情報収集伝達手段である防災MCA無線による、情報伝達訓練を実施いたします。

なお、津波避難訓練につきましては、今年度は総合防災訓練の中では実施しませんが、地域の特性やその重要性から、常日頃からの啓発が必要であると考えますので、自主防災組織や町会・自治会、学校、事業所等が実施する地区防災訓練の中で要請をいただいた所から随時実施致します。

次に、3番目の「訓練体系」でございます。

ここで示しております「発災対応型訓練と応急対策訓練」は市と市民、関係機関等が連携して実施するものであり、予知対応型訓練は各関係機関との情報伝達を主として実施するもの、また、津波避難訓練は、地区防災訓練として随時各地区の要請に応じて実施するものとし、大きく3つに体系づけを行い本要綱の目的に沿うものとしております。

次に、4番目の「訓練概略」といたしまして、

- (1) 訓練日時は、8月31日（日曜日）午前9時より12時までです。
- (2) 訓練想定は、平成22年度に行った防災アセスメント調査で示された想定である、東京湾北部地震（マグニチュード7.3）として、8月31日（日曜日）午前9時に震度「6強」の揺れを観測したという想定で実施いたします。
- (3) 各訓練項目についてですが、こちらは、3（訓練体系）の各種訓練を再分化し、時系列ごとに訓練内容を示すものでございます。

①災害対策本部設置/運営訓練については、市役所本庁舎を会場に、市職員が訓練を実施するものです。

②避難所運営訓練については、市内の各小学校等を会場に、町会・自治会、消防団員、学校関係職員と市職員が参加して、避難所運営ゲームを用いて図上訓練を実施するものです。

③いっせい行動訓練（シェイクアウト訓練）については、参加表明機関（者）が、事業所や自宅等それぞれの場所で、自分の身を守る3つの安全行動を行う訓練です。各機関におきましては、訓練への積極的な参加表明と事前の登録にご協力願います。因みに10万人を目標としておりますが、本日現在20,042名の参加登録を頂いております。

④災害時要配慮者安否確認訓練については、災害時要援護者（要配慮者）の支援者（町会・自治会、地区社協、民生委員等）が、「安心登録カード登録者名簿」など活用して、災害時要援護者（要配慮者）本人を直接訪問して安否確認を行うもので、実施するかどうか、或いは実施方法をどうするか、ということにつきましても各地域での選択訓練として実施するものです。

⑤帰宅困難者対策訓練については、各関係機関と市との間で防災MCA無線やFAX等を

用いて、情報収集伝達訓練を実施するものです。

⑥災害医療対策本部/運営訓練については、消防指令センターを会場に、医療対策本部員、災害医療協力病院、医療センター、市職員が参加して本部の運営の検証等を目的に訓練を実施するものです。

⑦応急医療救護体制訓練については、11の災害医療協力病院、医療センター、市役所本庁舎、消防指令センターを会場に、災害医療協力病院、医療センター、消防局等が参加して負傷者の受け入れ搬送、収容等の訓練を実施するものです。

⑧医療救護所設置/運営訓練については、市内の各小学校等の保健室を会場に、医療5団体、各学校の養護教諭が参加して応急処置が出来る医療救護所を設置する訓練を実施するものです。

その他としては、⑨消防局・消防団警防本部設置/運営訓練と⑩消防局・署隊本部設置/運営訓練を消防局が中心となって訓練を実施します。

(4) 訓練参加機関については、昨年度と同様に「自助」「共助」の力を初動体制の大きな柱とするために、市民の方々と共に行う訓練としているため、メインになる訓練会場を設けず、記載させていただいた機関の方々と共同での実施となります。

また、昨年度に引き続き避難所運営訓練では、避難所運営ゲーム「HUG」を用いた避難所運営の図上訓練を実施することから、災害ボランティア団体（SLネットワーク・防災士会）の皆様にご協力いただく予定です。

各訓練の中身については、説明は省略いたしますが、後でお目通し頂ければと思います。

次に、5（訓練概略）、予知対応訓練の概略といたしまして

(1) 訓練日時は、9月8日（月曜日）午前8時30分から9時30分までです。

(2) 訓練想定は、「東海地震警戒宣言」の発表を想定したものです。

(3) 訓練内容は、災害時に情報収集を迅速的確に行うことを目的とし、関係機関及びライフライン各事業所の方々のご協力のもと、危機管理課職員を中心として、防災MCA無線による通信訓練、予知情報伝達訓練を実施いたします。

最後に、6（津波避難訓練）については、地区防災訓練の中で、情報収集訓練、避難誘導訓練等を各機関の協力のもと実施します。

なお、今回訓練に参加されていない各機関の方々にも、大規模災害発生の際には本市の防災体制に、ご協力をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（市長）

ただいま、説明のありましたことについて、各委員の皆様方からのご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

議長（市長）

よろしいでしょうか。

ないようですので、「平成26年度船橋市総合防災訓練実施要綱（案）について」採

決に移ります。

それでは、本案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

ありがとうございます。

挙手全員でありますので、本案は承認されました。

先ほど、防災活動の話にありましたように、今回、シェイクアウトの訓練を初めて行います。是非とも、関係しているところに声を掛けて頂いて、一人でも多くの方が参加していただけるようにご協力をお願いいたします。

次に、報告事項に移ります。

報告事項(1)について、事務局より説明願います。

事務局(危機管理課長)

お手元の、資料(1)「地域防災計画の一部修正(予定)について」をご覧ください。

「船橋市地域防災計画」の修正について、市(庁内)や各機関と現在調整を進めており、10月を目途に今年度2回目の防災会議を開催し、皆さま方に改めてご審議いただく予定であります。本日は、主な修正予定項目についてご報告させていただきます。

まず最初に、風水害時における職員配置及び活動体制については、風水害が発生する恐れがある際における各課の職員配備体制基準を明確にし、大雨時における浸水被害の報告が多かった箇所及び土砂災害の危険箇所等の監視活動の体制を構築するものです。また、避難勧告・避難指示の発令基準を定め、近年ゲリラ豪雨等による被害が発生している状況をふまえて、発令内容に呼応する各班の職員の活動体制を決定したいと考えております。

次に、災害時における職員の受援体制(援護受け入れ)については、災害時における協定等に基づき、本市に派遣される他の地方自治体の職員及び民間団体の職員に対する受入れのための体制を明確にします。

3番目に、帰宅困難者対策については、船橋駅・西船橋駅周辺における帰宅困難者等について、各関係機関連携して対応できるよう、市災害対策本部及び鉄道事業者、大規模集客施設、帰宅困難者支援施設、警察署、その他、帰宅困難者運営協議会構成機関等各関係機関の皆様の役割を明確にします。

最後に、災害対策基本法の改正については、「指定緊急避難場所に関すること」として、災害の種類ごとに緊急に逃れる為の避難場所を指定して、住民等に周知を行うことについて記載することを考えております。また、「屋内での退避等の安全確保措置に関すること」といたしましては、避難場所へ移動することによって却って危険が生じることがあることから、自宅の上階部分等の一定の安全が確保された屋内に留まるなど、新たな避難行動を地域防災計画に位置付けることについて明確に記載したいと考えております。また「災害時要援護者(要配慮者)に関することについては、高齢者や障害者等の「災害時要援護者」という名称が、今回の法改正により「要配慮者」に

変更になりました。また、新たに「要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者」を「避難行動要支援者」として位置づけ、名簿の作成が義務付けられましたので、現状の「災害時要援護者台帳及び安心登録カード登録者名簿」の運用等について、法改正の趣旨を踏まえて、改めて定義付けを行うものです。

修正を予定している項目については、以上でございます。

議長（市長）

ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。
なければ、次に、報告事項（２）について、事務局より説明願います。

事務局（危機管理課長）

お手元の、報告事項（２）「船橋市の主な事業内容について（２５年度・２６年度）」をご覧ください。

こちらは、本市の防災に関する主な事業内容を２５年度の事業報告と２６年度の事業計画としてまとめたものです。

まず、２５年度に実施いたしました主な事業内容につきましては、新たに宿泊避難所に指定いたしました県立高校（８校）、これは県立の船橋高校、薬園台高校、船橋東高校、啓明高校、芝山高校、古和釜高校、船橋北高校、法典高校です。また日本大学理工学部及び災害時に福祉避難所となる東西南北、中央の老人福祉センター（５施設）に「備蓄品」を整備いたしました。

次に、平成２５年５月に市が取得いたしました行田２丁目市有地（国家公務員船橋体育センター跡地）に、災害時に物資の集積と搬送拠点としての機能を併せ持つ（仮称）防災備蓄センター」の建設に向け、敷地の造成や新築工事設計等を行いました。

次に、災害時の飲料水や生活用水を確保するため、新たに「二和小学校・大穴小学校・海神小学校・坪井中学校」の４校に「防災用井戸」を設置いたしました。これにより、合計箇所数は、２４箇所となりましたが、このうち、２地区の井戸につきましては、現在飲用が不可となっておりますので、今年度の事業の中で新たなこの２箇所の井戸（湊町地区と新高根・芝山の地区）の掘削に対する調査を行う予定です。

次に、防災情報を迅速かつ的確に伝達するため、２４年度に町会・自治会に配布した、防災行政無線の情報を受信できる「防災ラジオ」を、人通りの多い商店会や大規模小売店舗、鉄道駅、津波一時避難施設等に３５０台を配布し、情報伝達体制を強化いたしました。

次に、津波による浸水被害予測や東京湾北部地震を想定した、地震動、液状化の予測等を示した「防災ハザードマップ」を作成し、市内に全戸配布しました。皆様方のお手元には、本日配布させていただきました。

次に、町会・自治会、学校、事業所等が実施する防災訓練に合わせて派遣している地震体験車（起震車）を、啓発映像や災害時に情報を提供することにより利用できる大型モニターに加え、停電時には外部へ電力を供給することのできる発電機を積載した多機能型の車両に更新しました。

次に、災害時に各関係機関が帰宅困難者等に関して、連携して対策がとれるよう、船橋駅周辺において、実働での帰宅困難者対策訓練を本年2月12日に初めて実施いたしました。（訓練参加者数は、市及び関係機関のほか、市民活動団体などから360名）以上が25年度実施いたしました主な事業内容のご報告でございます。

次に、26年度の主な事業計画の内容ですが、津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間～十数時間の間、住民等の生命、身体の安全の確保を図ることを目的に津波避難計画を策定します。

年内には、素案の提示をできますように作業を進めています。

次に、新たに福祉避難所に指定いたしました市立特別支援学校（金堀・高根台校舎）に備蓄品を整備するために、現在、学校側と倉庫の場所や、搬入についての打ち合わせを進めており、年内には備蓄品の納品ができると思います。また、引き続き、随時小中学校や防災倉庫に期限切れになる前に備蓄品の更新を進めていきたいと思っております。

次に先ほど25年度の報告でも申し上げましたが、「（仮称）防災備蓄センター」の新築工事を行い、27年度中の運用開始を目指します。

次に、下水道部における事業ですが、昨年浸水被害のあった飯山満川等における治水対策の方向性を示す、「河川基本計画」を策定するとともに、集中豪雨が発生した場合の河川や調整池等の水位をリアルタイムで映像で監視出来るような素早い対応を可能とするためのカメラを設置し、治水対策の強化を図っていきます。

次に、自主防災組織への補助対象を町会・自治会に属していないマンション管理組合まで拡大するとともに、東西南北、中央の各行政ブロック内の自主防災組織代表者による協議会を設置し、地域の災害対応能力の向上や自主防災組織の結成促進を図ります。

次に、市民が日常生活の中で防災・減災を考えるきっかけとするため、防災・減災につながる市民のアイデアをコンテスト形式で募集し、優秀作品を表彰します。まもなく、そのアイデア募集を市民に呼びかける予定です。また、優秀作品となりましたアイデアを広く周知・発信し、防災・減災力の向上に結びつけたいと考えています。

最後に、「女性の視点」からの意見を、市の防災関係の計画や対策に反映させるため、「防災女性モニター」を設置いたします。

26年度の主な事業内容は以上でございます。

議長（市長）

ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

一般社団法人 船橋市医師会会長（玉元 弘次）

最近、地域包括ケアシステムという言葉が使われていますが、国が医療と介護を進めるにあたってのシステムづくりを始めているのです。自助と共助というところで町会・自治会が関係するのですが、船橋市において町会や自治会の組織がどの程度あるのか教えていただきたいのと、もしその数が不十分であれば、どうすれば、組織率が上がるかということも教えて頂きたいです。

事務局（危機管理課長）

自主防災組織の組織率は61.6%（平成25年度時点）。今後、町会・自治会の組織率を高めるために、自治振興課で各町会・自治会に働きかけをしてさらに増やすということを取組んでおります。以上でございます。

議長（市長）

その他ございますか。

船橋市赤十字奉仕団委員長（稲葉 澄子）

防災女性モニターの設置について計画されているとお話がありましたけれども、メンバーの募集というのは、どのような方法で募集するのか。全市の女性がそういう情報がとれるような方法でやっていただきたいと思います。一部の人だけが見た。そのようなことが結果的にないように配慮していただきたいと思います。

事務局（危機管理課長）

公募メンバーにつきましては、7月15日号の「広報ふなばし」に掲載させていただいて公募をする予定でございますので、市民のみなさまには周知できるものと考えてございます。以上でございます。

船橋市赤十字奉仕団委員長（稲葉 澄子）

広報だけでなく他にも手段を考えているのか。

事務局（危機管理課長）

記者会見等を通じてマスコミにも発表させていただきたいと思っております。

船橋市赤十字奉仕団委員長（稲葉 澄子）

いろいろな募集が広報ふなばしを通してやっていますが、必ずしも広報ふなばしを見ているとは限らないので、広報ふなばしに載せただけでは、市民に十分周知したということにはならない。ですから、他の広報手段も二番手三番手ときっちり計画して同時に実行してください。

この船橋市女性モニターは非常に素晴らしいと思います。女性が防災の意識を高めて、そして、女性の視点からの例えば避難所の女性の力は非常に大きく働くものと思います。もっと防災意識をもって確実に活動できるように、それはやっぱり市が後押ししなければいけない。とても大切ですから。

それから船橋の津波避難計画、パブリックコメントをしてということで、計画づくりへの女性の参画、そういうことを絶えず念頭に入れて、よろしくお願ひしたい。

議長（市長）

他にございませんか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議を頂き、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局へ戻します

閉会 事務局（課長補佐）

長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。以上をもちまして船橋市防災会議を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして散会いたします。

ありがとうございました。